



Kumamoto City

News Release

令和7年（2025年）2月4日

セミセルフレジ・キャッシュレス端末の導入について

令和7年（2025年）2月3日（月）から各区役所区民課、各総合出張所、分室、市民税課（各区税務室含む）、納税課にセミセルフレジ・キャッシュレス端末を導入しました。導入することにより、本市でのキャッシュレス推進を図るとともに、スムーズな支払いや決済手段の増加などの市民サービスの向上と業務の効率化を推進します。

1 導入日：令和7年（2025年）2月3日（月）～

2 設置箇所

各区役所区民課、各総合出張所（芳野分室含む）、市民税課（各区税務室含む）、納税課、

3 対象手続き

- ・住民票や戸籍等の証明書や印鑑登録
- ・市税に関する証明書
- ・市税の納付（現金取扱いのみ）

4 特徴：窓口での支払い時に、利用者自身でレジにお金を入れていただき、おつりもご自身で取っていただく、非接触型のレジです。クレジットカード・電子マネー・QRコード決済等での支払いの際には、キャッシュレス決済端末でスムーズに会計を行うことができます。

QRコード決済



クレジットカード



電子マネー



交通系電子マネー



【お問い合わせ先】

地域政策課（課長：小関・副課長：早崎） 328-2031

市民税課（課長：荒木・副課長：岡本） 328-2181